正　誤　表

|  |  |
| --- | --- |
| （正） | （誤） |
| **（P17）**  《現状と取組方向》  大阪府警察における平成30年の覚せい剤取締法違反による検挙人員は1,276人で、そのうち成人は1,263人です。  また、成人の検挙人員のうち、同法違反の前科がある者が915人（72.4％）に上っており、再犯者率が高いことが特徴です。  　また、執行猶予判決を受けた薬物事犯者（主として初犯者）は、再犯者に比べ、薬物依存の程度が低く、回復の見込みが高い一方で、「薬物依存回復支援プログラム」の受講が義務付けられていないことから、本人が自発的にプログラムを受講しない場合には、薬物依存症の治療・支援等に確実につなげることが難しいのが現状で、平成30年に仮釈放や執行猶予処分となった薬物事犯で、大阪保護観察所において保護観察の対象となった882人のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた人数は10人と、全体の1.1％に留まっています。  薬物依存症者の回復と再犯の防止を図るため、本人のみならずその家族等を含めた支援や、治療・支援等を提供する保健医療機関の充実に取り組みます。 | **（P17）**  《現状と取組方向》  大阪府警察における平成30年の覚せい剤取締法違反による検挙人員は1,276人で、そのうち成人は1,263人です。  また、成人の検挙人員のうち、同法違反の前科がある者が915人（72.4％）に上っており、再犯者率が高いことが特徴です。  　また、執行猶予判決を受けた薬物事犯者（主として初犯者）は、再犯者に比べ、薬物依存の程度が低く、回復の見込みが高い一方で、「薬物依存回復支援プログラム」の受講が義務付けられていないことから、本人が自発的にプログラムを受講しない場合には、薬物依存症の治療・支援等に確実につなげることが難しいのが現状で、平成30年に仮釈放や執行猶予処分となった薬物事犯で、大阪保護観察所において保護観察の対象となった966人のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた人数は10人と、全体の1.0％に留まっています。  薬物依存症者の回復と再犯の防止を図るため、本人のみならずその家族等を含めた支援や、治療・支援等を提供する保健医療機関の充実に取り組みます。 |
| **（P18）**  平成30年:大阪保護観察所における薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数〔データ提供：法務省〕   |  |  | | --- | --- | | 薬物事犯保護観察対象者数 |  | | 治療・支援を受けた者の数 | | 882人 | 10人（1.1％） | | **（P18）**  平成30年:大阪保護観察所における薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数〔データ提供：法務省〕   |  |  | | --- | --- | | 薬物事犯保護観察対象者数 |  | | 治療・支援を受けた者の数 | | 966人 | 10人（1.0％） | |